

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成22年7月8日(木)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成21年10月1日~平成22年3月31日
契約の現状等の説明	1 平成21年度下半期における契約の状況 2 IT関係の1者入札の改善状況と今後の課題について
個別審議案件 (9件)	契約件名: パーソナルコンピュータの購入 契約金額: 468,105,855円 契約締結日: 平成21年11月16日 契約方式: 一般競争入札(総合評価) 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: プリンタの購入 契約金額: 950,250円 契約締結日: 平成21年11月5日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所
	契約件名: 富士ゼロックス製トナーカートリッジ等一式の購入 契約金額: 45,819,816円 契約締結日: 平成22年5月19日 契約方式: 随意契約(不落随契) 契約庁: 最高裁判所ほか3庁
	契約件名: リコー製トナーカートリッジ等一式の購入 契約金額: 15,637,183円 契約締結日: 平成22年5月21日 契約方式: 一般競争入札 契約庁: 最高裁判所ほか3庁

	<p>契約件名：キヤノン製トナーカートリッジ等の購入 契約金額：1,990,889円 契約締結日：平成22年4月7日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
	<p>契約件名：エプソン製ほかトナーカートリッジ等の購入 契約金額：8,912,343円 契約締結日：平成22年4月8日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
	<p>契約件名：最高裁判所一般廃棄物収集運搬 契約金額：1kgあたり23円（単価契約） 契約締結日：平成22年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
	<p>契約件名：認証等用特殊用紙の製造及び運送 契約金額：8,996,715円 契約締結日：平成22年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p>
	<p>契約件名：録音反訳業務 契約金額：8,064円（単価契約） 契約締結日：平成22年4月1日 契約方式：一般競争入札 契約庁：最高裁判所</p> <p style="text-align: right;">ほか9件</p>
次回抽出委員の指定	野澤委員長を次回委員会における審議案件抽出委員に指定
委員からの意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし
--------------------	----

(別紙)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 IT関係の1者入札の改善状況と今後の課題について</p> <p>・全体としてよく努力して、成果が上がっているのよと思うが、件数は少ないものの、賃貸借について1者入札の割合が高いのは、なぜか。</p> <p>2 個別審議案件</p> <p>(1) パーソナルコンピュータの購入 (総合評価の手續について)</p> <p>・総合評価の順位の決め方については、本件のように技術点を入札価格で除す除算方式のほかにもやり方があるのか。</p> <p>(2) プリンタの購入 (パソコン本体との分離調達の適否)</p> <p>・技術革新でパソコンの機能は上がり、価格は下がっているので、単価の下落傾向だけでは、調達方法の変更の効果とは判断できないのではないか。</p> <p>・開札状況を見ると、落札者のように極めて低額のものから、予定価格と同程度のものまで、入札価格に非常に差があるのは、どう見ればよいのか。</p> <p>・インクトナーが高く、トナーで稼ぐ</p>	<p>・賃貸借でも、新規案件については複数者入札となっているが、継続案件については従前からシステムを構築しているサーバ機の仕様に拘束される面があることなどから、参入が困難となるのではないかと思われる。</p> <p>・加算方式も考え方としてはあるが、行政府省で定めた標準的な総合評価基準として除算方式を基本とすることが定められており、それに準じて実施している。</p> <p>・予定価格との比率である落札率についても、パソコンは約65%から約63%に、プリンタは約44%から約1%に、ソフトウェアを含めた3つの調達全体は約64%から約57%にそれぞれ下落しているため、一定の効果はあったものと考えている。</p> <p>・あくまで想像の領域を出ないが、店頭で見ても、プリンタ本体は大幅な値引きがあるが、消耗品は値引きがないので、そういう業者の思惑もあったのではないかと思われる。</p> <p>・レーザープリンタは標準価格では1</p>

から，とりあえずプリンタを納入しておけばよいということか。

・平成20年度から平成21年度にかけて調達方法を変えて安くなったことは良かったと思う。一方で，一括調達だったものを個別調達に変えて，職員の仕事が増えて，広い意味でのコスト増になるとか，数字に表れないマイナス面はなかったのか。

・調達スケジュールの面からの問題はなかったか。

(3)～(6)一括審議

(3) **富士ゼロックス製トナーカートリッジ等一式の購入**

(4) **リコー製トナーカートリッジ等一式の購入**

(5) **キヤノン製トナーカートリッジ等の購入**

(6) **エプソン製ほかトナーカートリッジ等の購入**

(今後の調達手続の方向性)

・一般的な市場価格に近い額でプリン

台十数万円のものであるが，落札者が約1000円，2番手が3000円弱，3番手が約1万5000円の入札額であった。メーカーであればそこまで値引きできるということは，後でトナー等のランニングコストで回収するということではないかと思われる。トナーは，共同調達で入札しているのが安くなっているが，標準価格は4～6万円であり，修理も1回につき数万円かかるため，メーカーとしてのメリットはあるのではないかと思う。

・年間数百件の調達の中でのことであり，手間がかかっても許容範囲内のことである。

・パソコンとプリンタの各業者間での納入スケジュールの調整を仕様に盛り込んだため，一定のコストがかかると考えているが，そのコスト増と競争による価格低下を比較してメリットがあると考えて，分離調達を実施したものである。

・安いことはない。

タを調達した場合には、トナーの価格は安くなるのか。

・ そうであれば、プリンタ本体価格が安い方がよいということになる。

(7) 最高裁判所一般廃棄物収集運搬

(入札参加条件(東京23区内に一般廃棄物の保管・積替えの許可を有する施設を設置している者であること)の適否)

・ 1者入札になっているのは、なぜか。

・ 本参加条件を付した理由のうち、一般廃棄物が、収集されたその日のうちに清掃工場に持ち込むことができなかった場合への対処、適法な分別場所の確保の各必要性は分かるが、東京23区内に一般廃棄物の保管・積替えの許可を有する施設を設置している者と23区内に限定しているのはなぜか。東京23区外の東京都や隣接する埼玉、神奈川、千葉では条例等に抵触するのか。

・ 東京23区内は土地の値段も高いので、保管・積替え場所があるということ自体が現実的ではなく、また、今の物流を考えれば、隣接都市を含めた方がむしろ確実な運搬ができ、距離的にも問題ないと思われる。業者の規模を考えれば、むしろ23区内には保管・積替え場所は存在しないのではないか

・ 今後とも、トナーの調達に当たっては、まとめ方を工夫するなどして、調達コストの低減に努めていきたい。

・ 落札者以外にも入札参加を希望した業者はあったが、本参加条件を満たしていなかった。23区内でも、現在、許可を受けた業者が4者ほどいることは確認しており、過去にはある程度の応札実績はあったが、それが近年1者になっている。

・ 最高裁の廃棄物処理に23区内の保管・積替えの許可が必要ということではなく、当該保管・積替えの施設がある自治体の許可を取ればよい。ただし、保管・積替えの施設が遠くなると、裁判所が出した廃棄物を適正に処理しているかどうか目が届きにくくなることを懸念している。

・ 可能である。ご指摘の意見を踏まえて、3つの必要性について再度検証して見直しができないか検討していきたい。

と思われる。そのため，23区内に限定する意味がないと思われるが，23区内の要件を外すのは，裁判所の判断だけで可能か。

・本要件を維持したままでは，業者が減っていくことが懸念されるので，是非とも検討されたい。

(8) 認証等用特殊用紙の製造及び運送

(技術審査におけるサンプル品の提出について)

・技術審査は，業者にとって，かなりの負担になるのか。

・サンプル品の提供を受けずに裁判所で判断することはできないのか。

・例えば，今回の調達用紙を見本として示すなど，次年度以降，できるだけ多くの業者が参入できるようにハードルを下げてもらいたい。

ところで，技術的にはそれほど難しいことはないね。

・了解した。

・入札参加業者からは，サンプル品の作成にも費用がかかるため，次年度以降も仕様が変わらないようであれば，今回参加した業者には免除して欲しいとか，サンプル品までは求めないようにして欲しいとの話が出ている。

・今回，初めての調達であったため，実際の完成品を事前に確認しておきたいという要請があった。また，会計年度のしぼりから，新年度当初契約とならざるを得ないところ，第1回目の納品が6月上旬のため，製造期間が正味2か月程度しか確保できず，調整の余裕がないこともあった。業者の要望も考慮して，来年度以降は，あまり負担にならないような方法があるかどうかも含めて検討したい。

・技術的に難しいことはなく，最低限の簡単な仕様としているので，実績等を書面でもらえば済む部分はあると思われる。ただし，次年度以降も仕様は変えないつもりであるが，今年度の調達用紙と齟齬しないよう，事前に確認したいという要請もあることから，どうするかは検討していきたい。

(9) 録音反訳業務

(価格の下落と品質の確保について)

・入札結果を見ると，前年度の入札額よりかなり低い。今後も入札価格が更に下がっていくのかということが気になる。

・そこまでして業者が受注確保しなければならないのは，何か原因があるのか。

・価格と質の確保との関係が問題となるが，実情はどうか。

・入札だから仕方がないが，年々価格が下がるのは問題ではないかという気もする。昨年最下位だったところが一番札になっており，それだけ競争が激化しているということか。

・入札額は，通常の市場価格と比較してもかなり低い。単純なテープ起こしでも1万7，8千円くらいはかかるのが通常であるが，裁判所が求めているのはより高度な内容である。

業者としては，受注確保に力点を置いた戦略的な価格ということになるのかと思う。

・業者の話では，議会の議事録の発注が激減していると聞いている。

・事前に技術審査もしており，概ね標準的な反訳書が提出されていると聞いている。また，実際に業者の反訳現場に赴き，履行態勢を確認したり，指導もしている。

契約業者は，これまでも経験のある業者ばかりであり，新規の業者は技術審査の段階で落ちるなど，精度の高さは確保はできていると思う。

・そうである。